



平成22年2月5日

各 位

会社名 長谷川香料株式会社  
代表者名 取締役社長 長谷川 徳二郎  
(コード番号 4958 東証第1部)  
問合せ先 取締役兼専務執行役員 海野 隆雄  
(TEL. 03-3241-1151)

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成22年2月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規程により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、かねてより、経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行及び資本効率の改善並びに株主への利益還元を目的とした、自己株式の取得を行うことを検討しておりましたが、平成21年11月、当社の筆頭株主である株式会社長谷川藤太郎商店(平成21年9月30日現在の所有株式数17,574,612株、当社発行済株式総数に対する所有割合41.15%。以下「長谷川藤太郎商店」といいます。)より、その保有する当社株式の一部の売却を検討している旨の連絡を受けました。当該連絡を受け、当社は、当社株式の流動性及び市場価格への影響を鑑み、当該株式を自己株式として買い受けることが、資本効率の向上及び総合的な利益還元に繋がるものと判断いたしました。

なお、具体的な自己株式の取得方法といたしましては、株主間の平等性、取引の透明性、市場における取引状況等を総合的に検討し、公開買付けの手法によることが適切であると判断いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成22年2月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、発行者による上場株券等の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決議いたしました。

なお、長谷川藤太郎商店からは、その保有する当社株式の一部を、本公開買付けに応募の意向がある旨の連絡を受けております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。具体的に決定した場合には適時開示規則に基づき速やかに公表いたします。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	1,754,000 株	2,000,000,000 円

(注1) 発行済株式の総数 42,708,154 株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 4.11% (小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 平成22年2月8日(月曜日)から平成22年3月31日(水曜日)まで

### (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### (1) 買付け等の期間

#### ① 買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。)

平成22年2月8日(月曜日)から平成22年3月8日(月曜日)まで(20営業日)

#### ② 公開買付開始公告及び公告掲載新聞名

平成22年2月8日(月曜日)

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

(電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>)

但し、同日は新聞休刊日のため、平成22年2月9日(火曜日)の掲載となります。

### (2) 買付け等の価格

1株につき、金1,140円

### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

当社は、かねてより、経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行及び資本効率の改善並びに株主への利益還元を目的とした、自己株式の取得を行うことを検討しておりましたが、平成21年11月、長谷川藤太郎商店よりその保有する当社株式の一部の売却を検討している旨の連絡を受けました。

当該連絡を受け、当社は、当社株式の流動性及び市場価格への影響を鑑み、当該株式を自己株式として買い受けることについて検討を開始いたしました。

その結果、当社が自己株式として買い受けることは、資本効率の向上及び総合的な利益還元に繋がるものと判断いたしました。なお、具体的な自己株式の取得方法といたしましては、株主間の平等性、取引状況の透明性、市場における取引状況等を総合的に検討し、公開買付けの手法によることが適切であると判断いたしました。

上記判断を経て、平成 22 年 1 月中旬、当社より長谷川藤太郎商店に対し、当社が独自に決定する条件での本公開買付けへの応募について打診したところ、応募の意向がある旨の回答を得たため、本公開買付けの買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）についての検討を開始いたしました。

買付価格の算定に際しては、算定基準の明確性及び客観性の観点から、企業の株式価値を表す客観的な指標と考えられる当社株式の市場価格を最優先に、また算定の基礎となる当社株式の適正な時価は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日一日の市場価格だけではなく、一定期間の市場株価の推移を考慮することが適切であると考え検討いたしました。

さらに、本公開買付けに応募せず当社株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいものと判断しました。なお、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例のうち、ディスカウントで行われた事例のディスカウント率を踏まえ、概ね 9%と設定いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成 22 年 2 月 5 日開催の取締役会において、当該取締役会開催日の前営業日までの 3 ヶ月間（平成 21 年 11 月 5 日から平成 22 年 2 月 4 日まで）の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均 1,256 円（円未満切捨て）に対して、約 9%のディスカウントとなる 1,140 円（10 円未満切捨て）を買付価格とすることを決定いたしました。

なお、買付価格の算定にあたり、第三者の算定機関から当社株式にかかる株式価値算定書は取得しておりません。

上記買付価格は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日前営業日（平成 22 年 2 月 4 日）の終値（1,289 円）に対して 11.56%のディスカウントをした価格となります。

また、長谷川藤太郎商店からは、その保有する当社株式の一部を本公開買付けに応募の意向がある旨の連絡を受けております。

なお、当社の取締役である長谷川博一は長谷川藤太郎商店の代表取締役を兼務していることから、特別利害関係人に該当するおそれがあると判断し、本公開買付けにかかる取締役会決議には参加しておりません。

#### （4）買付予定の株券等の数

買付予定数	超過予定数	計
1,754,000 株	一株	1,754,000 株

（注 1）応募株券等の総数が買付予定数（1,754,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数を超える場合は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する同法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注 2）単元未満株式についても、買付けの対象としております。

（注 3）会社法に従い、株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手

続に従い、公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、当社は法令  
の手続に従い、当該株式を買い取ります。

(5) 買付けに要する資金

1,999,560,000 円

(注) 買付予定数 (1,754,000 株) に 1 株あたりの買付価格 (1,140 円) を乗じた金額を記載して  
おります。本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸経  
費、公開買付代理人 (後記「(6) 決済の方法」①において記載されているものをいいます。) に  
支払う手数料及び諸経費並びに弁護士報酬等は含まれておりません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

② 決済の開始日

平成 22 年 3 月 12 日 (金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等  
の場合はその常任代理人) の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用  
ある源泉徴収税額 (注) を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株  
主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

(注) 法人株主の場合は、買付価格が 1 株あたりの資本金等の額を超過する場合には、当該超過部分  
について、原則として、その 7% に相当する金額がみなし配当課税にかかる源泉徴収税額として  
差し引かれます。なお、その場合、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかる  
みなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付代理人  
に対して平成 22 年 3 月 8 日までに租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、  
決済の開始日の前営業日 (平成 22 年 3 月 11 日) までに同届出書を公開買付代理人にご提出くだ  
さい。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、  
また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段 (ファクシミリ、電子メール、イ  
ンターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。) を利用して行われるも

のではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社の筆頭株主である長谷川藤太郎商店（平成 21 年 9 月 30 日現在の所有株式数 17,574,612 株、当社発行済株式総数に対する所有割合 41.15%）から、その保有する当社株式の一部を本公開買付けに応募の意向がある旨の連絡を受けております

（ご参考）平成 22 年 2 月 5 日現在の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く）	42,693,614 株
自己株式数	14,540 株

以 上